会　　議　　名	令和４年度板橋区住民防災組織育成連絡協議会
審　議　期　間	令和４年５月６日（金）～令和４年５月６日（金）
採　　決	令和４年５月６日（金）
開　催　場　所	板橋区役所９階　大会議室
委　　員	（区） 区長、危機管理部長、事務局 （委員） 板橋区住民防災組織育成連絡協議会設置要綱に定められた委員 40 名 （オブザーバー） 町連関係者 10 名
会議の公開（傍聴）	公開（傍聴できる）
傍　聴　者　数	0 名
議　　題	令和４年度板橋区住民防災組織活動方針（案）について
会　議　概　要	１　開会 ２　区代表・警察署代表・消防署代表あいさつ ３　協議事項 　令和４年度板橋区住民防災組織活動方針（案）について ４　報告事項 　板橋防災プラスプロジェクトについて ５　閉会
配　布　資　料	・次第 ・令和４年度板橋区住民防災組織活動方針（案） ・令和３年度板橋防災プラスプロジェクト実施結果報告書 ・令和４年度板橋区住民防災組織育成連絡協議会委員名簿 ・板橋区の主な取り組み、住民防災組織の取り組み
所　管　課	危機管理部 地域防災支援課 地域支援係（電話：3579-2152）

発信者	発言内容
地域防災支援課長	皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、令和４年度 板橋区 住民防災組織 育成連絡協議会を開催いたします。 進行を務めさせていただく地域防災支援課長の柏田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。 （資料確認） それでは、会議の開催にあたり、本協議会会長であります坂本区長よりご挨拶申し上げます。
区長	（あいさつ）
地域防災支援課長	本日は、警察署、消防署から署長様にお越しいただいておりますのでご紹介させていただきます。 （警察・消防署長紹介） それでは、３警察署を代表いただき、高島平警察署長　髙橋 季樹 様にご挨拶をお願いいたします。
高島平警察署長	（あいさつ）
地域防災支援課長	髙橋署長様、ありがとうございました。 続きまして、両消防署を代表しまして、板橋消防署長　長谷川 清美 様にご挨拶をお願いいたします。
板橋消防署長	（あいさつ）
地域防災支援課長	長谷川署長様、ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、協議会会長である坂本区長が務めさせていただきます。
区長	本日は傍聴の方がいらっしゃいませんので、このまま進行に代えたいと思います。 まず、令和４年度 板橋区住民防災組織 活動方針案について、お集まりの委員の皆様におかれましては、よろしくご審議のほどお願いします。 それでは、令和４年度 板橋区住民防災組織 活動方針案について、事務局から説明させていただきます。
地域防災支援課長	（令和４年度 板橋区住民防災組織 活動方針案について説明）
区長	それでは本件に関しまして、ご意見等ございましたらお願いします。 特段のご発言がないようでございましたら、本件ご承認いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。 （拍手） ご承認の拍手をいただきありがとうございます。 それでは、令和４年度 板橋区住民防災組織 活動方針については原案のとおり決定といたします。 続きまして報告事項に入りたいと存じます。

地域防災支援課長	（いたばし防災プラスプロジェクトについて説明）
区長	ただいまの報告事項についてご質問、ご意見等いかがでしょうか。
委員Ａ	避難所の件です。避難所にテント張るという方がいるようなので、そこら辺の対応をどうしているのか。 避難所にきていただいている方に、個人でのテントの持ち込みは禁止とか、そういうことを文書で示すとか。例えばプラシバシーの問題もありますけれど、そこら辺はいかがなものですか。 見解をお願いしたいと思います。
地域防災支援課長	確かにプライバシーの件などで、テントを持ち込みたいという声はいただいているところです。 ただ、やはりテントの大きさも様々で、大きいものを持ち込んだ人が広いスペースをとってしまうとか、そういう不公平に繋がるということもありますので、現時点において、板橋区としては使用禁止をお願いはしているところです。 その周知の方法、このあたりはもうちょっと工夫して、タイミングを見計らってさらに進めていければと考えているところです。
委員Ａ	わかりました。お願いします。
委員Ｂ	補足させていただきます。 アウトドアがここ２、３年すごく流行っていて、アウトドアの色々な備品が防災にも使えると安価に売られているようで、皆さん結構持っている。１人用テントというものもあるようで、それを皆さん担いでくる。 言葉は難しいかもしれないけれど、個人で色々お持ちの防災用具を避難訓練には持ち込まないようにと、やはり加筆していただきたい。口で言っても聞いていただけないので。 ペットは持ち込めないと書いていただいていますね。だからそこの下のところへ書いて欲しいと、昨年、担当部署の方へ町会長が要望を出しました、昨年の６月ごろです。 お返事を待っていたのですが、もう１年経ってしまいましたので、やはりこの中に、と思います。よろしくお願いいたします。
地域防災支援課長	避難所の運営マニュアル等、文章がありますので、書き方などは検討させていただければと思います。 それとペットのお話がありましたが、これについては、各学校でペットを置ける場所というのを全部図面に落として決めてありますので、同行避難も可能です。 ただ、しつけだったり、餌をご自分で用意していただいたり、条件はありますが、板橋区の場合、同行避難は可能です。
委員Ｂ	わかりました。

委員Ｃ	先ほど水害ということで、避難する先は小学校や中学校かと思うのですが、各地域でどこに避難するとか決まっていますか。むやみやたらと１ヶ所集中すると困るので。 それと、中学校でどのぐらいの避難人数を受け入れられるのか。中学校からは６００人と言われました。それだけの人数で対応できるか心配なのと、あと感染症対策など、どこまで指導していただけるのか。教室を使うにあたっても、障がい者等、色々な方がいると思いますし、感染症の方もいるので、部屋割りなどサポートしていただきたいと思っています。
地域防災支援課長	まず１点目の避難所の上限人数の件についてです。 板橋区の場合、避難所を１人当たりの広さで割ることによって目安の避難可能人数というものは算出していますが、お越しいただいた方を災害時にお返しするとか、この地域に住んでいる方がここに避難しなければいけないとか、そういう決まりは今のところありません。 混雑状況については、災害時、ホームページ等でリアルタイム発信する形になっておりますので、そちらをご参考に、混んでいない近くの避難所にいっていただきたいと周知を進めているところです。 ２点目、感染症対策についてです。 消毒やマスクなどの物資を備えるのは当然ですが、濃厚接触者の方や体調不良の方など動線が一緒にならないよう、避難所スタッフが各学校の方と一緒に図面を作成しています。
委員Ｄ	水害が起きたとき、蓮根から高島平、新河岸一帯は、どういう行動で、どこへ逃げるのですか。 四葉とか成増とか、高台に逃げる人も相当時間がかかります。そういう対策っていうのは何か考えているのでしょうか。
地域防災支援課長	基本的には、台風が近づいてきたというタイミングで、できる限り高台だったり、遠く親戚がいらっしゃる方であれば親戚の家に一時的に避難していただいたり、ちょっと遠くの旅館やホテルに一時的に避難していただく、これが大原則です。 そのタイミングを逃してしまって、まだ残っている場合、その場合は、避難レベル３が高齢者等避難となっておりますので、高齢の方はちょっと早めのタイミングで避難してくださいという警報を流します。 そのタイミングをもって、高島平ですと紅梅小や北野小に避難していただくことになります。 要支援の方、障がいをお持ちの方、介護の方、そういう方については、福祉避難所と協定を結んでいます。 ただ、行きたい人がそこの福祉避難所に直接行くというのは想定しておらず、行きたい人が行ってしまうと本当にケアが必要な人が避難できなくなって困りますので、いったんはお近くの避難所に避難していただいて、必要なケアを受けられるような施設に、福祉部など福祉関係の職員が施設をマッチングしてご紹介して移動する、今のところそういう手続きとしています。
委員Ｄ	歩いて紅梅小に行くにしても、相当時間がかかると思います。その辺の避難の開始時間というのが非常に難しいのかなと思うのですが。

地域防災支援課長	おっしゃるとおり、坂を上ってぎりぎりのタイミングで逃げてくださいというのも難しいので、できる限り早いタイミングで、バスが動いている時間帯、計画運休されてないタイミングで、できるだけ高台のほうに逃げてくださいということになります。それ以上のところは、今後検討いたします。
委員Ｅ	避難所を開設するタイミングについてお知らせいただきたい。 それからその広報についても、いつ何時にどこの避難所を開設する、ということを具体的に教えていただきたい。
地域防災支援課長	先ほども申し上げました高齢者等避難、これが令和元年の台風１９号のときですと、最接近から大体１１時間前のタイミングで高齢者避難の避難情報が発令されました。 そのタイミングで板橋区としても避難所開設しましたが、一斉に全避難所ということではなく、まずは浸水域に近いところを開き、さらに警戒レベルが上がって避難される方が増えてきたところでどんどん増やしてくという手順をとりました。 （ハザードマップを使用して区域を説明） どのタイミングで周知をするのかというご質問についてですが、高齢者等避難などの警戒情報、これを受けて我々が避難所の開設を決定します。それを地域センター経由で町会長さんに、近くの避難所を開設しますので、とご連絡します。 令和２年度から実際そういう訓練を行っておりますので、今後も引き続き実施していきます。
委員Ｆ	東日本震災時、老夫婦が車に乗って、そのまま逃げられないで溺死しましたが、年老いた夫婦は、どうしても足腰が悪いと、車で来ちゃいけないっていう避難所に車に避難すると思います。 その際に、警察署が片側車線でも駐車オーケーとか、そういうのも検討していただけないかと思います。災害ですので、１年・２年置いておくわけではないので。
区長	ありがとうございます。十分に検討して、危なくないようにしていきたいと思います。 ほかにいかがでしょうか。
委員Ｇ	一つだけちょっと気になる言葉があったんですが、今年の３月までの報告の中に、「正直、区の備えには限界があります」という文言が入っていますね。これについてどんな反応があったのか。この言葉でいいのかどうか。 一般の人たちは、なんだ、限界があるのかというような印象を受けた人もいるんじゃないかと思います。 これ、文言をもうちょっとみんな安心するような言葉に変えることができるかどうか、そこだけお聞きしたいと思います。

地域防災支援課長	先ほどから出ております、「自助、共助、公助」。 公助だけですべての災害に対応できるかと言いますと、現実問題として、我々行政と消防、警察、併せて対応してもなかなか難しいということで、このようなキャッチコピーを使わせていただいたところです。 実はこれをつくるときに、やはりちょっと激しいかなというのを自分でも思っていたところですが、それに対する反応としましては、「よく正直に言ってくれた」と。
委員G	あまり区民が心配するような言葉というのは、本当は使わないほうがいいのですが。 もうちょっとやわらかい言葉とか、安心するような言葉があれば、それに変えていただければいいのではないかと思います。 これでは、何が限界だかわからないので。
地域防災支援課長	ありがとうございます。今後またポスターをつくる機会もあると思いますので、検討させていただきたいと思います。
区長	他にいかがでしょう。よろしいですか。 どうも、ありがとうございます。 では、最後に連絡事項がありましたらお願いします。
地域防災支援課長	参考資料にはいつも触れないのですが、今回は最後に少しだけ紹介させていただきます。 （参考資料の住民防災組織の取組について好事例を紹介） 本日決定いたしました活動方針につきましては、例年通り５月または６月の町会・自治会長会議においてお時間をいただき、危機管理部の職員から説明をさせていただきます。 町会・自治会長会議の議題が多い時期とは思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 長くなって大変申し訳ございませんでしたが、事務局からは以上となります。

区長	もう１点付け加えます。 ５月１０日に全国のタイムラインについて、国土交通省と気象庁と、特にこれまで台風などで水害被害の多かった首長が集まる国民会議というのを設立する予定です。 私もその全国の会議の副議長として、立ち上げに参加させていただきます。 河川の水害というのは地震と違って、台風情報があれば、ある程度事前に避難できるということもあります。 例えば、足の不自由な方は２日３日前から縁故避難をするとか、タイムラインとしてそのように時間をうまく使うような、そういう避難を考えていこうということです。 特に荒川の場合、たいてい台風の去った後に水かさが上がるという状況があります。大体の夜に台風がきたあくる日のお昼前に一番水かさが増すというのが今までの経験上わかってきていますので、こういったことを国土交通省や東京都、気象庁の最新情報とうまく組み合わせながら、区民の皆様にタイミングよくご案内していくということを考えております。 特に、高島平、舟渡、新河岸地区の皆さん、新河岸川と荒川に挟まれている地域の皆さんとは、住民防災組織と一緒になって、特に重点的にやっていきたいと思っています。 その避難の対象となる高台地域の皆さんには、ぜひ避難の受け入れ先として協力をしていただく、そういった「自助・共助」の水害対策ができるような取り組みを、支部長の皆さんにはお願いしたいと思います。 また、この検討の成果をどういうふうにご案内をするかについて、対策を講じて参りますので、あわせて皆さんにはよろしくお願いしたいと思います。 これをもちまして、板橋区 住民防災組織 育成連絡協議会を終了させていただきます。 皆様ご多忙のところ、ありがとうございました。